

平成23年度第2回社会福祉審議会議事録（要点筆記）

日 時：平成24年2月24日（金）

午後2時00分～午後4時00分

場 所：江別市保健センター3階会議室

出席委員数：17名

傍聴者：1名

議 題：（報告事項）

議題1 平成24年度予算案の概要について

議題2 江別市高齢者計画【「第5期介護保険事業計画」「第6期高齢者保健福祉計画」】の概要について

議題3 障がい者支援・えべつ21プラン「第3期障がい福祉計画」の概要について

議題4 知的障がい者生活実態調査について

湯浅会長

それでは会議に入る。本日の案件は、報告事項4件である。

はじめに、報告事項 議題1「平成24年度予算案について」を山田健康福祉部長から説明願いたい。

山田健康福祉部長

私から平成24年度予算案の概要を説明させていただく。

資料1ページには23年度との各会計予算額の比較が載っている。24年度は392億4千万円ということで若干増加している。

これは、江別の顔づくり事業や新栄団地建替え等により投資的経費が増加したことによるもので、その他は、ほぼ前年並みの予算となっている。

裏面を見ていただきたい。健康福祉部所管の、03 安心を感じる保健医療福祉の充実とある。

この施策全体で予算額が154億3,744万円、前年度より2億5,618万円、1.7%の微増となっている。

このページの左側「夜間急病センター運営経費」は、夜間・毎日、内科・小児科系の急病に対応する夜間急病センターを運営するための経費である。超音波画像診断装置（腹部エコー）を更新する等によりH23年度より463万円の増加となっている。

「一時預かり事業」は、緊急一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育園で預かるもので、公立1園（つくし保育園）と民間4園（あかしや、愛、誠染、わかば保育園）で実施するもので、事業にかかる予算は前年度並である。

「病児・病後児保育事業」は、23年度より医療機関で始めた事業だが、23年度は当初の予想を大幅に上回る利用があったことから、利用実績を踏まえて予算を増額している。

「障害者自立支援給付費」は、障害者自立支援法に基づく給付費であるが、平成24年

度は、重症心身障害児施設入所中の約30名が、法改正に伴い北海道から江別市に移管され、障害者自立支援法の「療養介護」の対象となること等から前年度当初予算に対して1億8千700万円の増額となり、率にして約12%の伸びとなっている。

「障害者成年後見制度利用支援事業」は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、費用の自己負担が困難であると認められる方に対して支給するもので、該当者1件分の予算措置である。

「生活扶助自立助長支援事業」は、前年度当初予算に対し4,594万4千円の増額となり、率にして約1.6%の伸びとなっている。千人当たりの生活保護受給者数（人口）を示す平均保護率は、23年度見込みは、13.2パーミルで、平成24年度は13.4パーミルと見込んでいる。

右側の「えべつ市民健康づくりプラン21策定事業」は、現行の健康づくりプランが平成25年度で計画期間が終了することに伴い、次のプラン策定に向けた準備として、アンケート調査等により現計画の評価を行おうとするものである。

「放課後児童会の運営費補助事業」は、7,290万円の予算を組んでいるが、平成22年度までは、小学校1年生から3年生までと障がいをお持ちの6年生までの児童を対象としていたところを、平成23年度から4年生から6年生までの児童を対象に加えた。平成24年度も補助対象児童を同様とし、市内の民間放課後児童会17箇所へ運営費の補助金を交付することとする。

「乳幼児等医療費」についてだが、現行制度において、3歳から小学校修了前までの児童に対する入院医療費は、総医療費の一割、44,400円を限度額として、保護者が負担していたが、平成24年10月から制度を拡大し、入院医療費の初診時一部負担金580円のみとする。

制度を拡大する理由につきましては、子育て中の家庭の医療費負担を軽減するため、とりわけ負担が大きい入院時の自己負担について、3歳から小学校修了前までについても、初診時一部負担金のみとするよう制度を拡大し、子育て世帯の負担軽減を図るものであり、乳幼児等医療費1億2,409万円のうち拡大に要する費用は、初年度4か月分として約342万円を計上している。なお、翌年度以降平年ベースとなると約1026万円になる。

なお、制度を拡大した費用については、市単独経費となる。

「新栄団地建替事業」は、建築住宅課所管の事業となるが、平成24年度から35年度までの期間、2ヵ年で1棟、計6棟290戸を建設します。24年度は、A棟48戸の建設に着手し、25年度秋完成予定である。

建設に当たり、全住戸にユニバーサルデザインを取入れ、高齢世帯や子育て世帯に配慮している。また、屋上には、太陽光パネルを設置し、共用部分に使用する。

右のページの特別会計だが、「国民健康保険特別会計」は、医療費の増加による療養給付費の伸びや後期高齢者支援金などの増加により前年度と比較し11億4,700万円の増加となっている。

また、低所得者に対する国保税の軽減分や出産育児一時金の補助などとして、一般会計から約8億円を繰り入れる。

「後期高齢者医療特別会計」は、平成24年度が2年に1回改定される年度であり、医療費の増に伴い保険料が増額改定になったこと、及び被保険者が増えていることなどによ

り、保険料収入が、前年度と比較し、9,900千円の増となった。

「介護保険特別会計」は、平成24年度が第5期事業計画の初年度にあたり、直近までの状況と第5期の基盤整備計画を基にした給付費推計のほか、介護予防の取組み、地域包括支援センターの運営など、地域支援事業の実施に必要な費用を見込み、前年度比較で4億1,200万円の増加となった。

また、第5期事業計画における介護保険料の月額基準額は4,520円となったので、介護保険条例の一部改正について3月議会へ提案することとしている。なお、介護保険料の詳細については、議題2【江別市高齢者総合計画の「第5期介護保険事業計画」】で説明する。

3ページには江別市予算の前年比較と健康福祉部予算の全体に対する割合が記載されている。一般会計に占める健康福祉部予算の割合は、おおむね3割で、特別会計を含めると江別市予算に対する割合は、54%となっている。

また、健康福祉部一般会計の前年比較では、5,700万円の減額となっているが、これは、4億円強の子ども手当等の減額が大きく影響したものである。

なお、4ページから6ページまでは施策別主要事業概要なので、参考にしていただきたい。

森田委員

新栄団地建替事業について、例えば、野幌団地で4人でなければ借りられない部屋を1人で住んでいるというケースがある。建て替えるほどの対策が必要なのか。この点庁議の中で論議になったかどうか。また、国民健康保険の収納率を上げる対策はしているのか。参考に聞かせていただきたい。

宮腰国保年金課長

国民健康保険料の収納率だが、新年度の収納率は92.1パーセントを見込んでいる。近年は90パーセントを越すようになった。管内でも高い収納率である。収納対策として、夜間相談窓口の開設、早期に電話等で収納の働きかけをするなどの努力をしている。

小山健康福祉部次長

市営住宅の件はこの場に建設の担当がいいため、後ほど詳細にお調べしてご回答させていただく。

湯浅会長

国民健康保険運営協議会でも報告されていたが、石狩管内で見ると江別市は収納率が高く、税担当課と連携し、収納率を上げる努力をしていると伺っている。

森田委員

生活保護を受けたり、国民健康保険料や医療費を払わないための勉強会をしているグループもある。知恵を出して公平な社会を作っていただきたい。

蛭名委員

今は平成24年度の予算案を伺っているので、25年度以降に検討いただきたいが、放課後児童会運営補助金ということで小学6年生まで拡大ということだが、中学生になった障がい児を預かる団体が補助金をいただけない。障がいを持った子供については中学生まで必要かと思う。また、特別支援学級がある学校で、車椅子の子供の移動のためにエレベーターを設置することも検討していただきたい。

金内子ども家庭課長

放課後児童会だが、昨年から小学6年生までを対象に拡大した。可能な範囲で補助をしているが、国の補助対象としては小学生までを基準としているので、中学生以上の子どもまで拡大する場合は市独自で行うことになる。予算財源の問題もあり困難であるが、中学生の障がい児にその様な課題があるという点は認識いたしたい。

山田部長

特別支援学級の件については健康福祉部として回答する立場ではないが、審議会でこのような話が出たことは教育委員会に伝えたい。

湯浅会長

他に特にご発言なければ次に、議題2江別市高齢者総合計画の概要について説明願いたい。

中川介護保険課参事

江別市高齢者総合計画の概要について、資料の7ページをご覧願いたい。

本計画は第5期介護保険事業計画と第6期高齢者保健福祉計画をあわせて、表題の江別市高齢者総合計画として3年ごとに見直しをしているものである。平成22年11月に第1回の介護保険事業計画策定等委員会を開催してから、現在まで7回の会議を開催し、審議してきたが、この度素案がまとまったのでその概要を説明したい。

まず、第1章の「計画策定の趣旨等」であるが、この章では計画策定の目的、計画の性格として法令等の根拠と他の関連計画との関係や計画期間・見直し時期を記載している。

計画見直しのポイントは、記載の5項目である。

一つ目には介護サービスの基盤整備によるサービスの充実として、次期計画においては江別市民のためのグループホーム・小規模の特養と特定施設の整備を。

二つ目として高齢者が住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられるようなネットワークづくりとして、地域包括支援センターを核とすること。

三つ目としては地域支援事業の推進であり、要介護状態になる可能性のある高齢者の早期発見や介護予防事業への参加について、利用拡大に向けた体制の構築を。

四つ目として認知症高齢者の増加に伴い、本人やその家族に安心した在宅生活が続けられる支援とグループホームの増設を。

五つ目として、経験豊かな知識や技能を活かせる社会参加の場を提供することにより、介護予防の効果とともに地域包括ケア推進の担い手になっていただく、というものである。

第2章では「高齢者等の現状と将来推計」を、第3章では「基本理念・基本目標」を記載している。

8ページ第4章から第8章は五つの基本施策ごとに記載している。内容は省略させていただくが、第1章の見直しのポイントを念頭に個別事業の実績値から計画値を推計した。

最後に第9章の介護保険料だが、第1節で保険料算定の基礎となる給付費と地域支援事業費の3ヵ年の見込み額を記載し、第2節では保険給付の財源構成及び保険料算定の概要、第5期における保険料の所得段階別保険料の一覧を明記している。第5期のポイントとしては記載の4項目である。

「給付費の財源構成負担割合が第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合が変更となったこと」

「被保険者の負担能力に応じた保険料負担として、10段階制12区分を採用し低所得者の負担軽減や高所得者の応分負担を考慮して設定するもの」

「小規模施設の整備」

「財政安定化基金と介護給付費準備基金を取り崩し」

等により次期の介護保険料基準額が月額4,520円となる。

第3節では低所得者に対する軽減措置であるが、保険料の減免利用者負担額の軽減について記載している。

以上が計画書素案の概略であるが、本日素案を配布させていただいたので、詳しくは素案をご覧ください。

また、この素案は1月16日から2月14日までパブリックコメントの募集を実施しており、4名の方からご意見をいただいている。その内容については関係部署と調整し、市の考え方とともに次回の介護保険事業計画策定等委員会に報告したい。

湯浅会長

何かご質問等あるか。ないようであれば、次の議題3障がい者支援・えべつ21プラン「第3期障がい福祉計画」の概要について説明願いたい。

原田福祉課長

障がい者を支援するための計画には、「障害者基本法」に基づく「障がい者福祉計画」と「障害者自立支援法」に基づく「障がい福祉計画」がある。

どちらの計画も平成21年度に見直しをかけているが、計画の期間については、障がい者福祉計画が6年、障がい福祉計画が3年となっていることから、今回は第2期の計画期間が終了する「障がい福祉計画」について見直しを行い、第3期の障がい福祉計画を策定する。

策定にあたっては、昨年10月に、「障がい福祉計画等策定委員会」を設け、障害者関係団体、江別市地域自立支援協議会などからの意見聴取も行いながら、これまで3回開催し、検討してきている。

そこでまとめた内容が、『障がい者支援・えべつ21プラン「第3期障がい福祉計画」の概要』になる。構成は、第1章から第8章までとなっており、メインとなる数値目標については第7章に記載され、その抜粋資料についても、追加で本日配布している。

第7章以外の各章では、計画の策定にあたっての、基本的な方向性や計画期間、策定体制や関係者団体や江別市地域自立支援協議会などからの出た意見や、障がい者の現状や課題などについて、それぞれ記載している。

ここでは、メインとなる第7章の障がい福祉計画について説明する。

お配りした「障がい福祉計画」と書かれた資料の1ページをご覧ください。

この計画で設定するのは

①地域移行などの目標値の設定

②障害福祉サービスの見込み量の設定

となっており、設定の方法については、基本的には国や道から示される基準に基づき設定することとなっている。

まず、(1)「施設入所者の地域生活への移行」についてだが、平成17年10月1日の施設入所者を基準として目標値を設定している。

削減見込数は、平成17年10月1日の施設入所者242人のうち、

18.2%にあたる44人。地域生活移行者数は、約3割に相当する73人を目標数値としている。

次に(2)、「福祉施設からの一般就労への移行」について、資料の2ページをお開き願いたい。

まず①の「福祉施設から一般就労への移行」については、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績、地域の実情を踏まえ設定することとされていることから、少なくとも年間で4人一般就労に就くという目標数値をしている。

次に②「就労移行支援事業の利用者数」については、福祉施設利用者のうち、平成26年度末においては、2割以上のものが「就労移行支援事業」を利用することを基本として、これまでの実績、及び地域の実情を踏まえて設定することとされている。

平成26年度において、福祉施設利用者は、3のページの(2)、日中系サービスの利用人数、生活介護から就労継続支援B型までの合計人数606人を見込んでおります。

この606人の2割となると122人になるが、この606人の内訳のうち、6割以上が生活介護の利用者であり、就労移行支援へ移行することはかなり現実的ではないことから、江別市の実情を踏まえて、毎年養護学校卒業生が5名程度利用していくことが可能となる数字35人を目標数値としている。

次に2ページ③「就労継続支援(A型)事業の利用者数」については、

就労継続支援A型、B型の利用者のうち、平成26年度末においては、3割以上がA型の事業を利用することを基本として、これまでの実績を踏まえて設定することとされている。

平成26年度において、就労継続支援A型、B型の利用者数は、先ほどと同じく福祉施設利用人数のうち、180人になる。

この180人の3割は54人になるが、江別市においては、就労継続B型の福祉就労を希望する障がい者が多いことと、A型の事業所が簡単に設立しない実情を踏まえて、25年度以降にA型事業所展開を目標に利用者を増やすことを目標にして、平成26年度末には30人となるよう目標数値としている。

3ページからは、「障害福祉サービスの見込み量の設定」になる。

どのサービスも基本的には、平成23年11月の実績の数値を基本として、過去の実績や傾向などから、見込み量を設けている。

まず、(1)の訪問系サービスについて

「居宅介護」で、最近、主に精神障がいの方が、料理や家の掃除などの家事援助で利用するケースが増えている。平成23年11月末現在では92人だが、今後地域移行を進めていくに伴い、H25年度以降、月1件程度は居宅介護利用者が増加していくことを見込み、平成26年度で120人を見込んでいる。時間については、平成21年度と平成22年度の実績から月1人当たり平均23時間で計算している。

各サービスについては、今ご説明した方法で、人数や時間数について、それぞれ数値目標を設定している。

次に「居宅介護」の下の「重度訪問介護」については現在利用者はいない。ただし、江別市の場合、居宅介護の事業所が重度訪問介護の事業所でもあることから、対象者がした場合対応可能となるよう1人分見込んでいる。

次に「同行援護」は平成23年11月末現在で、対象者である視覚障害1、2級の方が25名いるが、現在利用しているのは10名になる。このサービスは今年度、自立支援法改正により原則同行援護を利用することとなったが、地域の実情に応じて、移動支援でなければ対応できない場合は、移動支援も柔軟に活用してかまわないということになっており、現在まだ移動支援の事業所で対応している方が15名いる。ただし、25年度より15名が利用している移動支援事業所についても、同行援護の事業所となる予定であることから、H25年度からは25名全員が同行援護利用者となるよう見込んでいる。

次に「行動援護」について、重度の知的障がい・精神障がいの方を対象とした外出時の支援で、これまでの傾向から年2～3件程度利用者が増えているので、この傾向を基本に、平成26年度末で25件を見込んでいる。

訪問系サービスの最後「重度障害者等包括支援」は、江別市では現在利用者はいない。市内でもこのサービスを提供する事業所は現在ないが、他市町村の事業所を利用する等により利用者が出た場合のため、対応可能となるよう1人分を見込んでいる。

次に(2)、日中活動系サービスだが、まず「生活介護」は、平成23年11月末現在316人が利用しているが、平成24年度の見込み量では、360人ということで、44人増加で見込んでいる。

次に、「自立訓練(機能訓練)」だが、江別市では、今年度より利用者はいない。しかし、平成21年で2人、平成22年で1人の利用者がいた状況もあり、今後も利用者があることを考え、1人分見込んでいる。

次に、「自立訓練(生活訓練)」だが、江別市では、現在5人が利用しており、今後も利用可能となるよう5人分見込んでいる。

次に「就労移行支援」はあまり大幅に人数が増えることはない。

平成23年11月末現在23人だが、出ていくもの入っていくもの勘案して平成24年度末には25人を見込んでいる。ここでは、毎年、高等養護学校卒業者が、利用を希望することが多いことから、年5件程度の増加を見込み、平成26年度末で35人を見込んでいる。

次に「就労継続支援(A型)」ですが、平成23年11月末現在12人の利用となってい

るが、A型の事業所は、江別市には現在1箇所もない状態である。

こちらについては、事業所設立を目指しているところであり、その件数を平成25年度の見込み量に10人分上乗せして見込んでいる。その他、高等養護学校卒業者の利用が年2～3件見込んでおり、平成26年度末では30人を見込んでいる。

次に「就労継続支援（B型）」だが、旧体系の通所事業所に通っている利用者の移行と、就労継続支援B型の利用者は増加していることから、平成24年度末で125人、その後も月1件程度の利用希望があることを見込んで、平成26年度末で150人を見込んでいる。

次に「療養介護」だが、江別市ではこれまで利用者はいない。しかし、平成24年4月より児童福祉法が改正となり、重度の知的障がいと重度の肢体不自由を併せ持つ障がい児の施設に入所していた18歳以上の障がい者については、これまではずっと障がい児の施設に入所していたが、平成24年4月以降は、通常の18歳以上の大人と同じ扱いになり、自立支援法のサービスの対象となることから、それに該当するこの療養介護の利用者が出てくることとなった。

これまでそうした方を管理していた中央児童相談所によると、江別では25人程度の方が療養介護の対象となるということなので、平成24年度以降25人ということで見込んでいる。

日中活動系サービス最後の「短期入所（ショートステイ）」だが、現行の利用が継続できるよう平成24年度以降も30人の利用を見込んでいる。

次に（3）、居宅系サービスである「グループホーム・ケアホーム」についてだが、地域生活移行者数のところで、数値目標を平成17年度時点と比べ73人減としておりますので、平成26年度末までで73人減となるように割り振りをしている。

次に「施設入所支援」だが、こちらについても数値目標も、先の目標年度全入所者数のところで、平成17年度と比べ44人減としているので、26年度末で198人となるように見込んでいる。

次に（4）、相談支援サービスについては、平成24年4月より自立支援法が改正となり、サービスを利用する人全員がサービス等利用計画を作成することになる。

サービス利用計画の作成について、国で、平成24年度より3年間にわたって段階的に作成していくこととされていることから、平成24年度282人、平成25年度775人、平成26年度1,360人としている。

この計画における相談支援サービスの見込み量は、月平均でならして何人になるかという立て方となっているため、それぞれ12カ月で割ると、平成24年度24人、平成25年度65人、平成26年度114人となる。

次に地域移行支援と地域定着支援についてだが、地域移行支援は、グループホーム・ケアホーム利用者が平成26年度末で121人を見込んでおり、平成23年度末で86人を見込んでいることから差額の35人について、人数を見込んだ。

平成24年度が初年度ということもあり、4人、残りを平成25年度15人、平成26年度16人と見込み、6カ月以内の支援であることから、年平均で計算するため12カ月で割ると、平成24年度2人、平成25年度8人、平成26年度8人となる。

そのうち、地域定着支援が必要なものについては半数を見込んでいる。

次に、地域生活支援事業の見込み量だが、どの事業も基本的に、過去の実績に基づいて必要量を確保できるように見込んでいる。

以上が、この計画の数値目標の設定内容になる。

今後について、次回第4回目の障がい福祉計画等策定委員会を最後の委員会として開催し、最終的な検討を行い、計画完成を予定している。

湯浅会長

現段階での障がい福祉計画の説明だったが、何かご質問等あるか。

森田委員

知的障がい者は時間帯などによって症状に波があるが、障がいの程度はどのように判定するのか。

原田課長

知的障がいの程度については A と B がある。知能指数が 35 以下が A とされている。それ以外だと B である。

森田委員

手帳を持つまでの判定基準が難しいと思う。情緒不安定で良いときと悪いときがある人もいる。実態をきちんと把握して取り組んでいただきたい。

湯浅会長

こうした判定基準については、江別だけではなく全国的な問題であると思う。さまざまな機会にそのような実態があることを伝えていただきたい。次の議題4 知的障がい者生活実態調査について説明願いたい。

原田課長

資料の 11 ページをご覧ください。

札幌市で、知的障がいを持つ妹とその姉が、命を落とすという事件があったことを受け、江別市においても、知的障がい者の状況を把握するため、生活実態調査を行っている。知的障がいについては、療育手帳の交付者についてその数を把握しているところであり、療育手帳所持者数は、平成24年2月1日現在で、A判定412名、B判定554名の計966名となっている。

このうち、日頃から社会や地域との関わりがある等の理由から、今回調査の対象からはずしたのは、日常的に障害福祉サービスや介護サービス等を利用している、A判定305名、B判定217名の計522名の方、18歳未満の児童で保護者との同居が確認できた、A判定70名、B判定174名の計244名の方、市外転居などで住民登録がないA判定29名、B判定61名の計90名の方、本人含め3人以上家族が同居していて、かつその家族が65歳未満であるB判定70名の方で、合計A判定404名、B判定522名の計926名になる。

残りの「家族がいなく単身者である方」、「家族が高齢である方」に該当するA判定8名、

B判定32名の計40名については、今回の調査対象としている。

この中で、日頃から市役所に相談にきており、就労していることや生活実態を把握しているケースを除き、調査方法として、電話番号が確認できる方については、電話がけにより実態調査を行い、電話番号が不明な方や電話が繋がらない方で訪問調査や文書照会を行うこととした。

その結果、対象者40名のうち38名については実態把握が終わっており、日頃より、こまめに連絡を取っている家族が身近にいるケースや、本人自身が携帯電話等を持ち、発信連絡できるケース、現在就労中であるケースなど、問題となるケースは発見されていない。

残り2名についても、前々年までは就労していることを確認できており、今回は就労時間内の訪問したため不在であったが、夜間等も伺い、引き続き調査していく。

なお、調査の中で、日中の活動がない方については、サービス利用の紹介、困り事がある方については、相談対応もしくは相談支援事業所の紹介などを行い、家族が少ない方については、今後地域による定期的な見守りが可能となるよう民生委員へ繋げるよう対応している。

湯浅会長

ただ今の実態調査の説明についてのご質問、ご意見があればいただきたい。

田原委員

療育手帳所持者の中で住民登録がない方、居住実体がない方を除外しているが、どのような意味か。

原田課長

江別から転出する際、転出先で手帳の転入手続きを行っていないために台帳上江別に残っている場合がある。また、障がい者本人が市外の施設に入所されていて、家族だけが江別に引っ越してきた時に本人も江別に住民登録をする場合がある。その場合は除外しているという意味である。

蛭名委員

資料6ページの平成24年度政策別主要事業概要の障害者日中一時支援事業に障がい者だけではなく、障がい児も含まれているのか。

原田課長

障がい児も資料6ページの障害者日中一時支援事業に含まれている。また、障がい児、障がい者共に障がい福祉計画の資料5ページの日中一時支援事業の人数に含まれている。

山崎雅江委員

私たちは月平均60名は日中一時支援のボランティアを行っているが、ずいぶん少ない数字ではないか。

原田課長

数値の根拠を確認し、後日回答させていただきたい。

湯浅会長

その他で何かあるか。

山崎道彦委員

子どもが障がいを持っていても保護者が認めることが難しい場合、保育士の負担が増えている。市では配慮が必要な子どもが多い保育園に保育士を加配するようなケースはあるか。また、加配が必要かどうかの判断には発達支援センター等の意見があるのか、それとも保育園の要望によるのか。

安永保育課長

公立保育園においては加配が必要な保育園が出てきている。その場合園長から保育課へ実態の報告をしてもらい、協議をし、必要分について市の単独予算で対応している。加配が必要かどうかは、子どもを発達支援センターが行って判定することは難しいので、保育園と協議し、保育課で判断している。

山崎道彦委員

民間においても加配の配慮が必要な場合がある。民間保育園でも保育士を加配できるよう考えていただきたい。

安永課長

今後検討していきたい。

佐藤委員

現在、高等養護学校の誘致を行っているが、養護学校を卒業し、就職することも考えていただきたい。将来的にそのような計画はあるか。

原田課長

江別市でB型の作業所はあるが、A型の作業所はない。江別市でもA型作業所の誘致を検討している。

佐藤委員

是非お願いしたい。

蛭名委員

障がい者の作業所を誘致するだけでなく、一般企業の就労先を確保する働きかけもしていただきたい。

湯浅会長

市でも受け止めて努力していただきたい。

服部委員

孤立死や虐待の問題には民生委員が関わることになるが、民生委員にできることには限度がある。全道の研修会で民生委員同士も情報交換している。札幌市では毎年市から65歳以上の名簿をもらっているとのこと。

現在、災害時要援護者の調査をしているが、障がい者については家族がいるからと登録を断られることも多い。また、個人情報だと言われると民生委員としての活動が難しくなる。何らかの配慮が必要だと思う。

大雪の関係で、市から依頼があり、見守りを行っているが、屋根の雪を下ろしてほしいという場合、業者に頼むと4週間かかるという。市でも対策を考えてほしい。

湯浅会長

大雪の問題については早急に動いて手を打つことが重要である。対応していただきたい。

田原委員

孤立死や餓死について社会福祉協議会の取り組みを紹介させていただく。市から地域ささえあい体制の推進ということで要請があったことを踏まえ、各自治会長宛に愛のふれあい交流事業をより一層充実させていただきたいという文書を発送した。給食業者に対しては、本人の異変がないか配慮していただくよう要請している。福祉除雪についてはシルバー人材センターで除雪が終わった際に印鑑をいただくので、その際に配慮していただくよう要請した。何とか江別で孤立死や孤独死が発生しないようにしていただきたい。

石田委員

高等養護学校の誘致の関係で、2月11日に道と教育長と議会に要望をしてきた。養護学校の誘致については長い間の活動の目標であった。教育、経済、福祉、自治会、市民の方々の協力を得て、3万8千人という多大な署名をいただけたことに感謝したい。

湯浅会長

本日は新年度の予算案の説明など重要な議題があった。各委員からもそれぞれの立場でよりよい方向にしようという発言をたくさんいただいた。前回の審議会でも東日本大震災の関係で防災計画について説明いただいたが、雪の関係についても防災の観点からも不幸な事故が起きる前に未然に防止できるよう早めの対策をしていただきたい。

以上で平成23年度第2回社会福祉審議会を終了する。